目　　次

第４編　電気設備工事

第１章　一般共通事項

第１節　一般事項 ····· 電-1
1.1.1　適用範囲　　1.1.2　準用規定

第２節　機　　材 ····· 電-1
1.2.1　機材の検査に伴う試験　　1.2.2　製作図面の提出

第３節　施　　工 ····· 電-2
1.3.1　施工の確認及び報告

第４節　識別表示 ····· 電-2
1.4.1　配線・プルボックス等の表示

第５節　耐震措置 ····· 電-3
1.5.1　耐震措置

第６節　記　　録 ····· 電-3
1.6.1　完成図等　　1.6.2　取扱説明書

第７節　工事検査 ····· 電-5
1.7.1　準備すべき検査用具

第２章　電力設備工事

第１節　機　　材 ····· 電-6

2.1.1　電線類
2.1.2　住宅用分電盤
2.1.3　プルボックス
2.1.4　配線器具
2.1.5　家庭用蛍光灯
2.1.6　換気扇等
2.1.7　ルームエアコン
2.1.8　電気式床暖房

第２節　施　　工

第１項　ケーブル配線 ····· 電-8
2.2.1.1　ケーブルの敷設(光ファイバーを除く)
2.2.1.2　テープケーブル配線

第２項　その他機材 ····· 電-9
2.2.2.1　ルームエアコン

第３項　雷保護設備 …… 電-9
2.2.3.1　一般事項
2.2.3.2　受雷部
2.2.3.3　引下げ導線
2.2.3.4　接地極

第３章　受変電設備工事

第１節　機　　材 …… 電-11
3.1.1　キュービクル式配電盤
第２節　施　　工 …… 電-11
3.2.1　施工の試験

第４章　通信・情報設備工事

第１節　機　　材 …… 電-12
4.1.1　インターホン
4.1.2　住宅情報盤
4.1.3　ｲﾝﾀｰﾎﾝﾄﾞｱﾛｯｸ
4.1.4　拡声用機器
4.1.5　防犯カメラ設備
4.1.6　緊急通報設備
4.1.7　ＬＡＮ設備
4.1.8　宅配ボックス
第２節　施　　工 …… 電-19
4.2.1　電話設備
4.2.2　インターホン
4.2.3　住宅用情報盤
4.2.4　ｲﾝﾀｰﾎﾝｵｰﾄﾄﾞｱﾛｯｸ
4.2.5　拡声設備
4.2. 6　防犯カメラ設備
4.2. 7　緊急通報設備
4.2. 8　ＬＡＮ設備
4.2. 9　光配線設備
4.2.10　宅配ボックス設備

第５章　住宅用防災設備工事

第１節　機　　材 …… 電-22
5.1.1　一般事項
5.1.2　自動火災報知設備機器
5.1.3　共同住宅用自動火災報知設備機器
5.1.4　住戸用自動火災報知設備機器
5.1.5　共同住宅用非常警報設備機器
5.1.6　防火、排煙設備自動閉鎖装置等機器
第２節　施　　工 …… 電-25
5.2.1　自動火災報知設備
5.2.2　共同住宅用自動火災報知設備
5.2.3　住戸用自動火災報知設備
5.2.4　非常警報設備
5.2.5　防火戸自動閉鎖設備
5.2.6　ガス漏れ警報設備

第６章　電気設備工事標準図

第１節　一般事項　…… 電-29
6.1.1　一般事項

第２節　標 準 図　…… 電-30
電力 142　自家用電気工作物各種説明板(1)
電力 143　自家用電気工作物各種説明板(2)
通信　56　VHF･UHFアンテナとBSアンテナ共同設置用マスト

第１章　一般共通事項

第１節　一　般　事　項

1.1.1
適用範囲

この編に定める仕様は、電気設備工事に適用するものとし、電気設備工事に関連する他工事の仕様は、それぞれ該当する編による。

1.1.2
準用規定

１．電気設備工事に関する規定は、この編に定めるもののほか、次の各仕様書を準用して適用する。

なお、この編の規定と準用する各仕様書の規定が重複する場合には、この編の規定を優先する。

(1) 建築・設備の新営工事に係る電気設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成２５年版」による。

その際、同標準仕様書第１編一般共通事項第１章一般事項は除いて準用する。

(2) 建築・設備の改修及び修繕（以下「改修」という。）に係る電気設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成２５年版」による。

その際、同標準仕様書第１編一般共通事項第１章一般事項を除いて準用する。だだし、同第３節1.3.6 火気の取扱い 第４節1.4.3 再使用機材、第５節 施工調査、第７節 養生、第８節 撤去 及び 第９節 発生材の処理等 については、準用する。

(3) 建築・設備の内、住宅等の改修に係る電気設備工事については、国土交通省住宅局監修「公共住宅改修工事共通仕様書改善工事（電気編）、修繕工事（電気編）」による。

（その際、同仕様書の総則編第１章 一般共通事項は除いて準用する。）

２．準用にあたり、上記１(1)、(2)の仕様書に記載されている「監督職員」は「監督員」と、「監督員の検査」は「監督員の確認」と読み替える。

第２節　機　　材

1.2.1
機材の検査に伴う試験

１．試験は、次の機材について行う。

(1) 共通仕様書の各章で指定された機材

(2) 特記により指定された機材

(3) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない機材

２．試験方法は、JIS（日本工業規格）、JEC（電気学会電気規格調査会標準規格）、JEM（日本電機工業会標準規格）等に定めのある場合は、それによる。
３．試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出する。

1.2.2 製作図面の提出

次に例示する、個別の性能仕様（設計ごとの性能仕様）に基づき製作又は選定される機材については、製作前に製作図を作成し、監督員の承諾を受ける。ただし、既製品から選定する機材については、必要納期前までに監督員の承諾を受けるものとする。

(1) 分電盤、制御盤、受配電盤、監視盤、端子盤、ダクト類
(2) 照明器具（JIL5004「公共施設用照明器具」に適合した照明器具、住戸内照明器具は除く。）
(3) 電力貯蔵装置、発電装置、通信・情報用装置類
(4) 監視制御装置
(5) 各種表示板、説明板類

第３節　施　　工

1.3.1 施工の確認及び報告

現場代理人は、工事の工程について、その施工が設計図書に定められた条件に適合することを確認したうえ、監督員に報告する。

第４節　識　別　表　示

1.4.1 配線・プルボックス等の表示

１．盤類、ハンドホール（マンホール）、ピット、パイプシャフト、及びプルボックス内等の配線には、合成樹脂製、ファイバ製等の表示札により、容易に確認できる位置に、回路種別、系統種別、行先等の表示を行う。ただし、行先等が明確な場合は除く。
２．プルボックス等には、用途表示を行う。ただし、用途が明らかな場合は除く。
３．自動火災報知設備、非常照明設備、非常警報設備、防火戸自動閉鎖設備、誘導灯等の防災設備、テレビ・ＦＭ共同受信設備及びＬＡＮ設備用の電源回路には、その旨を赤字で表示し、ブレーカハンドルには赤色の合成樹脂製カバーを取付ける。
４．高圧、特別高圧又はデータ回線の地中配線には、標識シート等を管頂と地表面（舗装のある場合は、舗装下面。）のほぼ中間に設け、概ね２ｍの間隔で用途又は電圧種別等及び埋設年を表示する。
　なお、特記により、上記以外の配線に設ける場合も同様とする。
５．ケーブルの埋設経路の要所には、埋設標を設置する。埋設標は、国土交通大臣官房官庁営繕部設備課監修「公共建築設備工事標準

図（電気設備工事編）平成２５年版」による。
6．盤類、ＴＶ増幅器が入るパイプシャフト扉やその点検口にその旨を示す表示を行う場合は、監督員と協議する。

第５節　耐　震　措　置

1.5.1
耐震措置

耐震措置は、特記及び「県有施設建築設備耐震計画指針」（福島県土木部制定）によるほか、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）による。

第６節　記　　録

1.6.1
完成図等

1．**第１編 総則 第１章 一般共通事項 第７節 記録 1.7.4 完成図その他** による完成図は、次のものとする。
(1) 図面の種別
(ｲ) 各階の電灯、動力、電熱、雷保護、構内情報通信網、構内交換、情報表示、映像・音響、拡声、誘導支援、テレビ共同受信、監視カメラ、駐車場管制、防犯・入退室管理、火災報知、中央監視制御等の配線図及び文字・図示記号
(ﾛ) 各種機器の仕様詳細
(ﾊ) 分電盤、動力制御盤、実験盤、配電盤等の単線接続図
(ﾆ) 各種系統図
(ﾎ) 主要機器設置場所の平面図、機器配置図
(ﾍ) 各種構内配電図
(ﾄ) 主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）
(2) 様　式
原図は、トレーシングペーパーとし、記載する寸法、縮尺、文字、図示記号等は、設計図書に準ずる。
(3) 記載上の注意
工事完成時における設備の現状を明確に記載する。
(4) 提出部数
特記がなければ原図（一式）及びその陽画複写図（３部）を提出する。ただし、製作図の場合は、原図は不要とする。
(5) ＣＡＤデータの提出及びその様式は、特記による。
2．**第１編 総則 第１章 一般共通事項 第７節 記録 1.7.4 完成図その他** による保全に関する資料等は、次のものとし、特記がなければ２部を提出する。
なお、請負者等は提出時に監督員に内容の説明を行う。
(1) 建築物の利用に関する説明書

(2) 機器取扱い及び保守に関する説明書
(3) 試験成績書
(4) 主要機器一覧表
(5) 官公署届出書類

3.電子成果品による納品及びその対象書類は特記によるものとし、その詳細は福島県電子納品運用ガイドライン（案）（営繕工事編）による。

1.6.2
取扱説明書

住宅については、1.6.1 **完成図等**によるほか、取扱説明書を次のとおりとする。

(1) 発電設備、充電器、制御盤（操作盤）、蓄電池、増幅器、自動火災報知設備、非常警報設備、防火戸自動閉鎖設備、住宅用分電盤、防犯カメラ設備、その他設計図書に示された設備等の納入時には、監督員に確認を受けた取扱説明書を提出する。

(2) 1.6.1**表**に定める住戸内機材は、取扱説明書を住戸内に備え、用途表示をする。

1.6.1表　取扱説明書及び用途表示をする機材

機　　材　　名	説明書	表　示
テレビ・ＦＭ端子	○	－
ガス漏れ警報用コンセント	○	○
住宅情報盤類（インターホン含む	○	－
＊角型、丸型シーリングローゼット、コードハンガの重量制限	○	－
漏電遮断器	○	－
大型機器用コンセント	－	○
エアコン用コンセント	－	○
電話コンセント	－	○
ライティングダクト類	○	－
同一ボックスに２個以上取付くスイッチ	－	○
分電盤200V回路への配線切替	○	－
換気扇用スイッチ	○	○
情報設備用予備配管	－	○
住宅用分電盤	○	○
照明器具	○	－
ボックススタッド	○	－
タイマースイッチ	○	－
換気線用コンセント	－	○
いんぺいコンセント	－	○
ＬＡＮ用コンセント	－	○
ＬＡＮ用設備機器	○	○
光アウトレット	○	○

（注）1.＊印の機材については、１住戸１箇所の説明書でよい。
2.電話機器を取り付ける場合は、工事担当者名を記入した端末設備接続（変更）請求書を添付する。
3.電話コンセントが複数回線の場合は回線番号
4.住宅情報盤が火災報知器の受信機としている場合は表示も行う。
5.照明器具は、ランプ交換が複雑な場合に、説明書を添付又は本体表示とする。

第７節　工　事　検　査

1.7.1 準備すべき検査用具

工事検査時に準備すべき検査用具は、次による。
(1) 絶縁抵抗計、接地抵抗計、照度計、テスター、電界強度計、カラーテレビ
(2) スチールテープ（短スケール 2～3m、長スケール 30～50 m）、テストハンマー、スコップ、マンホールキー、照明灯
(3) はしご、脚立、高所検査の際の命綱
(4) その他検査に必要な計測器、工具類

第２章　電力設備工事

第１節　機　　材

2.1.1 電線類

電線類の内、公共住宅に使用するＥＭ分岐付きケーブル（ＥＭ－ＭＢ）は、公共住宅建設工事共通仕様書（別冊）「機材の品質・性能基準」による。

2.1.2 住宅用分電盤

住宅用分電盤は、JIS C 8328「住宅用分電盤」によるほか、漏電遮断器付きとし、単相三線式電路に設けるものは中性線欠相保護機能付とする。

2.1.3 プルボックス

鋼板製の埋込ﾎﾞｯｸｽの見え掛りになる蓋は、特記がない場合、合成樹脂調合ペイント仕上げとする。

2.1.4 配線器具

１．配線器具は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 第２編 電力設備工事 第１章 機材 第４節 照明器具 によるほか、**2.1.1表**に示す規格による。

2.1.1表　配線器具

呼　　称	規　　格	備　考
ワイドハンドル形スイッチ	JIS C 8304　屋内用小型スイッチ類	JIS マーク表示品目
熱線式自動スイッチ	JIS C 8304　屋内用小型スイッチ類	JIS マーク表示品目
遅延スイッチ	JIS C 8304　屋内用小型スイッチ類	JIS マーク表示品目
タイマースイッチ	JIS C 8304　屋内用小型スイッチ類	JIS マーク表示品目

２．住戸内スイッチ、コンセント及びプレートは、次による。

(1) スイッチの定格電流は15Ａとする。ただし、特殊なスイッチは除く。

(2) プレートの色は､メーカーが製作している汎用品を使用する。

(3) 合成樹脂製のプレートを使用する場合は、プレートのさび止めビスがプレート表面から見えない構造とする。

(4) 位置表示スイッチは、スイッチが切れている状態で、スイッチ内部に組み込まれているランプが点灯する構造とする。

(5) 確認表示スイッチは、スイッチが入っている状態で、スイッチ内部に組み込まれているランプが点灯する構造とする。

(6) 消し忘れ内蔵埋込スイッチは、スイッチを切ってから約３０

秒後に接点が開になる構造とする。

3．住戸及び集会場内に設置する配線器具の取付枠は、絶縁枠を標準とする。

2.1.5 家庭用蛍光灯

家庭用蛍光灯器具は、JIS C 8115による。

（そ の 他 機 材）

2.1.6 換気扇等

住宅等に使用する換気扇は、**第４編 機械設備工事 第９章 空気調和設備工事 第１節 機材 9.1.18 換気扇及び付属部品** によるほか、次による。

1．換気扇及びウェザーカバーの形状、性能は、特記による。

2．雨水の浸入のおそれのある場所に取付ける換気扇は、風圧シャッター等で雨水が舞い込まないよう処置する。

3．エレベータ機械室、電気室等で換気扇本体に人の手が容易に触れるおそれがある場合は、防護カバー等で保護する。

2.1.7 ルームエアコン

住宅等に使用するルームエアコンは、**第４編 機械設備工事 第９章 空気調和設備工事 第１節 機材 9.1.1.7 ルームエアコンディショナー** によるほか、次による。

1．ルームエアコンの形式は、次のいずれかによる。

(1) ルームエアコンセパレート床置形

(2) ルームエアコンセパレート壁掛形

(3) セパレート形カセット

2．定格冷暖房能力が10kW以下、かつ、定格冷房消費電力が3kW以下のルームエアコンディショナーについては、特記により冷媒を定めるほかは、JIS C 9612「ルームエアコンディショナー」によるものとし、製造者の標準仕様とする。

2.1.8 電気式床暖房

住宅等に使用する電気式床暖房は、JIS C 3615「ヒーティング施設の施工方法」付属書「発熱線等」によるほか、特記による。

第２節　施　　工

第１項　ケーブル配線

2.2.1.1 ケーブルのふ設（光ファイバケーブルを除く）

住宅等におけるケーブルふ設は、次による。

1．配線用ラック又はピット機器端子又は配電盤端子台との間の立上がりケーブルは、その立上がり部分を中間 1 箇所以上の点で確実に支持し､端子での接続箇所に外力が加わらないようにする。ただし、立上がり部分の長さが極めて短い場合は、この限りでない。

2．ケーブルは、盤内及びハンドホール内等で、若干の余裕長を確保する。

3．高圧ケーブルは、電源側に近いハンドホール(ハンドホールのない場合は電気室)内で、1.5 m 程度の余裕長を確保する。

4．ユニットケーブルの配線は、次による。

(1) ユニットケーブルは､二重天井内のケーブル配線に使用する。

(2) 分岐ケーブルには、行き先表示を行う。

5．断熱材部分に屋内配線ケーブル（ＶＶＦ）等の施工を行う場合は、断熱材とケーブル(PVC シースのもの)被覆が直接接触しないよう配管等により保護を行う。

なお、貫通部分など距離が短い場合には、PET テープ(ポリエステルフィルム)等の保護材を断熱材との界面に設け接触を避けること。

2.2.1.2 テープケーブル配線

テープケーブル配線は、次によるほか平形保護層工事によるコンクリート直天井面へ施設する低圧屋内配線工事に適用するものとし、電線は電気用品安全法の適用を受ける平形導体合成樹脂絶縁電線とする。

1．平形保護層工事によるコンクリート直天井面へ施設する低圧屋内配線は、次によるほか、JESC E 0011「コンクリート直天井面におけるテープケーブル工事の設計・施工指針」（日本電気技術規格委員会制定指針）による。

(1) 住宅のコンクリート天井面に施設する。

ただし、中継ボックス等への接続のための壁面引き下げ配線についてはこの限りでない。

(2) 平形保護層内の電線を外部に引き出す部分は、中継ボックス等の器具内とする。

(3) 平形保護層及び平形導体合成樹脂絶縁電線相互の接続は行わない。

(4) 電線に電気を供給する電路には、電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置を施設する。

(5) 電線は、定格電流が３０Ａ以下の過電流遮断器で保護される

分岐回路で使用する。
(6) 電路の対地電圧は、150V以下とする。
(7) 平形保護層内には、電線の被覆を損傷するおそれがあるものを収めないこと。
(8) 間仕切り壁を貫通して平形保護層を施設する場合は、施設作業が容易に行うことができ、容易に点検できる空間を有すること。
また、施工時に電線に直接圧力がかからないようにする。
2．平形保護層工事に使用する平形保護層、ジョイントボックス、差込接続器及びその他の付属品は、特記による。

第２項　そ の 他 機 材

2.2.2.1
ルームエアコン

住宅等におけるルームエアコンの設置は、次による。
1．振動のないように取付ける。
2．屋外機は、危険防止、騒音を配慮する。
3．配線は専用回路とし、住宅用分電盤は対応を配慮する。
4．コンセントは専用とし、接地極付きとする。

第３項　雷 保 護 設 備

2.2.3.1
一般事項

1．公共住宅等における雷保護設備は、本項によるほか、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第２編 電力設備工事 第１章 機材 第14節 及び 第２章 施工 第17節 雷保護設備による。
2．各種の導線、導体の接続及び支持は、異種金属接触腐食を起こさないように行う。
3．受雷部及び引下げ導線又は避雷導線の取付けは、次による。
(1) 建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力に耐えるものとする。
(2) 電気的応力や不測の外力によって、断線又は緩みが生じないように行う。
4．受雷部から1.5m以下に近接する電線管、雨どい、鉄管、鉄はしご等の金属体は、導線等に接続する。
なお、この接続線は、14㎜2以上の銅より線とする。

2.2.3.2
受雷部

1．突針部の取付けは、次による。
(1) 突針は突針支持管に取付け、接合は銅ろう付け又は脱落防止ビスを用いて行う。
(2) 突針支持管及び取付金具の取付けは、特記によるほか、建物躯体への水の浸透を防止するよう行う。

(3) 突針と受雷部導線の接続は、特記による。

2．水平導体又はメッシュ導体、棟上導体は、太さ38㎜2以上の銅より線、厚さ3㎜以上で幅25㎜以上の大きさの銅帯又は厚さ4㎜以上で幅25㎜以上の大きさのアルミ帯を約0.6m以下ごとに金物を用いて取付ける。また、30m以下ごとに伸縮装置を設ける。

なお、銅帯及びアルミ帯の接続は、継手を用いる方法、ボルト締め等とする。

3．受雷部の構成部材相互及び引下げ導線との接続は、溶接、圧着、ねじ締め、ボルト締め等の方法により電気的に接続するものとし、特記による。

2.2.3.3 引下げ導線

1．引下げ導線は、長さが最も短くなるようにふ設する。ただし、やむを得ない場合は、直角又はコの字形に曲げてもよいが、コの字形に曲げる場合は、引下げ導線2点間の距離（長さが短くなるようにふ設した場合の長さ。）を、コの字形の開口点間の導線長に適合する安全離隔距離以上となるよう、施設する。

2．引下げ導線の支持は、銅又は黄銅製の止め金具を使用して取付ける。

3．引下げ導線を垂直に引下げる部分は約１ｍごとに、水平にふ設する部分は約0.6ｍごとに支持する。

4．引下げ導線相互の途中接続は行わない。ただし、やむを得ず接続する場合は、導線接続器を使用して行う。

5．構造体と引下げ導線の接続は、溶接、圧着、ねじ締め、ボルト締め等の方法により電気的に接続するものとし、鉄骨及び鉄筋との接続等は特記による。

6．引下げ導線は、特記による試験用接続端子箱を用いて、接地システムと接続する。

7．引下げ導線は、ステンレス管(非磁性のものに限る。）、硬質ビニル管等を使用して保護し、保護する範囲は、次による。

(1) 地表上2.5mの高さから試験用接続端子箱までの部分

(2) 試験用接続端子箱から地表面下0.75ｍの深さまでの部分

(3) その他導線を保護する必要のある箇所

2.2.3.4 接地極

1．接地システムに用いる導線は、特記による。

2．接地極は、地表面下0.75ｍ以上の深さに埋設する。

3．接地極は、ガス管から1.5ｍ以上離隔する。

4．次のものは、特記による。

(1) 各引下げ導線に接続される接地極の数

(2) 接地極の形状及び材質

(3) 接地抵抗値

(4) 引下げ導線と接地極の接続方法

第３章　受変電設備工事

第１節　機　　材

3.1.1 キュービクル式配電盤

キュービクル式配電盤は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 第３編 受変電設備工事 第１章 機材 第1節 キュービクル式配電盤 及び 第２章 施工 第１節 据付け 2.1.1 キュービクル式配電盤等による。

なお、非常用電源設備用のものは、消防法施行規則第12条4号イ（又は昭和50年消防庁告示第7号）に基づく認定品とする。

第２節　施　　工

3.2.1 施工の試験

１．施工の試験については、原則として電気主任技術者、監督員両者の立会いのもとに実施する。

２．公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 第３編 受変電設備工事 第２章 施工 第３節 施工の立会い及び試験 に定める項目以外に行う総合動作試験等の試験内容については、電気主任技術者及び監督員と協議する。

第４章　通信・情報設備工事

第１節　機　　材

4.1.1 インターホン

１．住宅等用のインターホンは、次によるほか、JIS C 6020 「インターホン通則」による。
(1) インターホンの電源は、AC100Vとし、外箱は合成樹脂製で、その通話方式は、特記による。
(2) 呼出音量切替調節付とする。
(3) 玄関子機は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード)」によるIPX3とする。ただし、インターホンオートドアロック用集合玄関機は除く。
(4) 色彩は、メーカー標準色とする。
２．テレビインターホンは、次によるほか、１ による。
(1) テレビインターホンは、通話機能及び来訪者の顔を、映像によって確認できるものとし、親機と玄関子機により構成する。
(2) 親機には、映像カラーモニタ、映像モニタボタン及び呼出しが確認できるものを設ける。なお、映像モニタボタンを押すことによって来訪者をカメラで撮影できるものとする。
(3) 玄関子機には、カメラ、呼出ボタンを設ける。
　なお、呼出しは、呼出ボタンにより行い、呼出音により呼出確認ができるものとする。
　ただし、インターホンオートドアロック用集合玄関機にカメラを設ける場合は、玄関子機のカメラは特記により設ける。

4.1.2 住宅情報盤

１．住宅情報盤の形式、性能等は、公共住宅建設工事共通仕様書の別冊「機材の品質・性能基準」及び特記による。
２．インターホン機能及び戸外表示機能を有するものとする。
３．センサ部への配線は、30V以下の小勢力回路配線とする。
４．自動火災報知設備を設けた住宅に設置する住宅情報盤は、消防法に適合した旨の表示があるものとする。
５．住宅情報盤用感知器
(1) 火災報知用の感知器は、消防法に適合した旨の表示があるものとし、**5.1.2 自動火災報知設備機器** による。
(2) ガス警報用の検知器は、ガス事業法に適合した旨の表示があるものとする。

4.1.3 インターホンオートドアロック

住宅用インターホンオートドアロック設備は、オートドア（建築工事)、電気錠、集合玄関機、制御装置、住宅情報盤、管理室親機、緊急開錠用非常ボタン等の全部又は一部から構成され､下記による。
１．インターホンオートドアロック設備は、**4.1.1 インターホン 、**

4.1.2 住宅情報盤 によるほか、次による。

(1) 集合玄関機のテンキー操作により、住戸の呼出し通話を可能とし、開錠は住宅情報盤からの開錠操作、テンキー及び非接触型錠により行うものとする。

(2) 通話を開始して３分後、自動的にリセットする装置が設けられていること。

(3) 宅配ボックス、配達業者用タイマ及び緊急用開扉押ボタンの付加は、特記による。

(4) 動作フローチャート及びインターホン配線図を明記して、監督員に提出し、その承諾を受ける。

２．性能及び耐久性は、次による。

(1) 絶縁抵抗は、DC500V絶縁抵抗計にて10MΩ以上とする。

(2) 耐電圧は、AC1000Vを印加し、１分間耐えるものとする。

(3) 動作電圧は、定格電圧の90～110％とする。

３．検出装置（センサ）は、次による。

(1) 動物体も静止物体も検知すること。

(2) 検地距離が調整できること。

(3) 設置後も、必要に応じて検知範囲が調整できること。

(4) 耐久性、絶縁抵抗、絶縁耐力は、開閉機構本体と同等のこと。

4.1.4 拡声用機器

１．一般事項

(1) 住宅等用の拡声装置は、増幅器、スピーカ、マイクロホンその他の機器等で構成され、形式等は、特記による。

(2) 外部配線との接続接続する電線に適合する端子、コネクタ、ジャック等を用い、外部配線接続は、ねじ止め又は差込形のものとし、符号又は名称による表示を行う。

ただし、容易に判断できるものについては省略することができる。

(3) 配線孔は、電線の被覆を損傷するおそれのないようにブッシングで保護する。ただし、被覆を損傷するおそれのないものは除く。

(4) 金属製の外箱には、製造者の標準による接地端子を設けるものとする。

(5) 最大使用電圧が60Vを超える回路の充電部は、外部から手を触れない構造とする。

２．Hi形増幅器

(1) 増幅器は、動作状態を確認できるものとする。ただし、定格出力20W以下のものは除く。

(2) スピーカラインは、ハイインピーダンス系とする。

(3) デスク形増幅器には、アナウンスマイク及びその専用入力回路を設ける。

(4) 時報チャイム機能を有する増幅器は、外部信号により電源の

入切が可能なものとする。

(5) ライン入力の予備は、１回路以上設けるものとする。

(6) 各入力回路の定格は、**4.1.1表**による。

4.1.1表 入力回路の定格

入力回路の用途	入力ｲﾝﾋﾟｰﾀﾞﾝｽの範囲	入力レベル		
		〔mV〕	〔dBV〕	〔dBs〕
Hi(ハイ)インピーダンスマイク入力	5kΩ以上	2.45以上	-52以下	-50以下
ライン入力	600Ω以上	1000	0以下	2以下
		300	-10以下	-8以下
	10kΩ以上	100	-20以下	-18以下

備考 (1) 入力レベルとは、入力側操作用音量調節器を最大利得に調節したとき、定格負荷イ ンピーダンスに定格出力電力を得るために増幅器の入力端子に供給すべき1kHzの定常信号レベル（電圧）をいう。ただし、一つの系に上記操作用音量調節器以外に、主音量調節器等をシリーズに設ける場合は、その音量調節器は、0～20dBの範囲で任意に調節することができる。

なお、ただし書きでいう音量調節器が半固定式のものの場合は、その調節値は規定しない。

(2) マイク入力を除く入力で、入力別操作用音量調節器を持たない入力のレベルは、本表の値より0から12dBの範囲で高くすることができる。

(3) 増幅器に内蔵するピックアップ及びテープレコーダからの入力には、本表を適用しない。

(4) デシベル表示の基準値は、次のとおりとする。

0dBV＝1V、0dBs＝0.775V

なお、dBV・dBsいずれの場合も単にｄＢと表示とすることができるが、その場合は基準電圧を明記すること。

(5) ライン入力とは、カセットテープレコーダ、CDプレーヤ、MDレコーダ、チャイム入力等ライン出力機器を接続する入力をいう。

(7) 録音出力回路は、次による。ただし、増幅器に組込みの録音機器に対する出力回路は、この限りでない。

(ｲ) 出力インピーダンスは、10kΩ以下とする。

(ﾛ) 出力レベルは、増幅器の定格出力時開放で100mV以上とする。

(8) 出力制御器を有する増幅器は、一斉スイッチを設けるものとする。ただし、5回線以下の増幅器を除く。

(9) 増幅器には、電源表示を設ける。

(10) 性能は、**4.1.2表**による。

4.1.2表 Hi増幅器の性能

項　　目	性　　能
周波数特性（定格出力より-10dBにて）	周波数100Hz～10kHz において、±6ｄＢ以内
ひずみ率（定格出力より-6dBにて）	2%以下（1kHzにて）
信号対雑音比（SN比）	45dB以上
ミキシング方式	オールミキシング可能

〔備考〕ひずみ率は、定格出力で測定しても、1kHzで5%を超えないものとする。

3．スピーカ

スピーカは、次によるほか、特記による。

(1) JIS C 5532「音響システム用スピーカ」による。

(2) 壁掛形及び吊下形スピーカのリード線は、表示又は色別を行う。

なお、リード線の色別は、共通線は白、緊急線は赤、通常線は黒とする。ただし、2以上の入力を有する通常線の色は、製造者の標準とする。

(3) 天井埋込形スピーカには、差込式配線接続用の送り端子を設け、記号等を付ける。

(4) ハイインピーダンス入力のスピーカは、増幅器の標準出力電圧に適合する値とし、入力インピーダンスは、2種類以上の値を有するものとする。

ただし、アッテネータを内蔵するものにあっては、1種類とすることができる。

(5) ホーンスピーカは、JIS C 5504「ホーンスピーカ」による。

(6) アッテネータは、次による。

(ｲ) Ｌ形抵抗減衰器又はトランス式とする。

(ﾛ) インピーダンスは、スピーカの使用する入力インピーダンスに適合するものとする。

4．マイクロホン

(1) マイクロホンは、JIS C 5502「マイクロホン」に適合するものとし、ムービングコイルマイクロホン（ダイナミック形）又はコンデンサマイクロホン（エレクトレット形）とする。

(2) 性能は、特記による。

4.1.5 防犯カメラ設備

住宅用の防犯カメラ設備は、カメラ、録画装置、モニタ装置、その他の機器の全部または一部で構成され、次によるほか、特記による。

1．カメラ

カメラはカラーカメラとし、公共住宅建設工事共通仕様書の別冊「機材の品質・性能基準」による。

２．録画装置
　デジタルレコーダとし､公共住宅建設工事共通仕様書の別冊｢機材の品質・性能基準」による。
３．モニタ装置
(1) CRTモニタの水平解像度は、カラー方式で15インチ以下は250TV本以上、15インチを超えるものは450TV本以上のものとする。
(2) 液晶モニタの解像度は640×480以上とする。
４．その他の機器
(1) ハウジングは、公共住宅建設工事共通仕様書の別冊「機材の品質・性能基準」による。
(2) 機器収納ラックは次による。
(ｲ) ラックは鋼製又はアルミ製とし、鋼板の表面見えがかり部分は、指定色により仕上げる。
(ﾛ) ラックには、収容した全機器の電源を一斉に操作できるスイッチ又は接点を設ける。
(ﾊ) 特記により前面扉はかぎ付きとする。
(ﾆ) 側面パネルは容易に開放できない構造とする。
(ﾎ) 特記によりファンを設ける。

4.1.6 緊急通報設備

住宅用緊急通報設備は、高齢者が安心して生活が送れるように、側面からサポートし、入居者のプライバシーを損うことなく、暮らしや、住まい、健康等を間接的、自動的に管理を行う設備とし、機器の装備は以下を標準とする。
１．主監視盤
２．副監視盤
　副監視盤は必要に応じて設置する。
３．無停電電源装置及び制御電源
　監視及び操作等を10分間程度確保できる無停電電源装置を設置する。
　また、副監視盤及び情報分別器等の制御電源は、主監視盤により供給する。
４．情報分別器
　主監視盤と各センサ等間の信号及び情報等を中継する。
５．生活異変センサ
　原則として、水センサ方式とし、水の使用量により生活異変を検知する。
６．電気錠及びドアチェーン
(1) 居住者の在・不在室の確認及び緊急時の開錠を行う。
(2) 電気調理器型住戸の場合は、居住者の在・不在室により当該分電回路を自動開閉する。
７．不在リセット装置
　ドアの外鍵施錠でも在室ならば、在室状態として監視を行う。

８．戸外表示灯
緊急通報中の住戸を表示する。
９．住戸内警報ブザー
室内に住戸の緊急通報を一括報知する。
10．復旧用押ボタン
住戸内緊急通報を復旧解除させる。
11．緊急呼び出し用握り押ボタン
緊急通報するための握り押ボタンとする。
12．緊急呼び出し押ボタン
緊急通報するための押ボタンとする。
13．天井スピーカ、マイク
放送及び緊急時に相互通話する。

4.1.7 ＬＡＮ設備

共同住宅等におけるＬＡＮ設備機器の装備は､以下を標準とする。

１．センター装置
(1) センター装置には、ルータ、センタースイッチングHUBなどを収納する。
(2) 各機器は、専用のラック（ＥＩＡ規格の19インチラック）に収納する。
(3) 設置場所は、共用部分の管理しやすい場所にする。
(4) 正常に動作する環境条件は、**4.1.3表**による。

4.1.3表 環境条件

温　　度	0～40℃
湿　　度	80%RH以下（結露なし）

２．ルータ
以下の機能を有すること。
(1) LAN／WAN間接続機能
(2) TCP／IPプロトコル対応機能
(3) NAT機能（グローバルとローカルのアドレス交換）
(4) SNMP機能（ネットワーク監視機能）
(5) フィルタリング機能
(6) PPPOE機能を有すること
(7) 復電時の自動復旧機能

３．スイッチングHUB
(1) センタースイッチングHUB
(ｲ) VLAN機能を有する。
(ﾛ) LANインタフェースの選定は、**4.1.4表**による。
(ﾊ) SNMP機能（ネットワーク監視機能）を有する。
(ﾆ) 停電時の自動復旧機能を有する。
(ﾎ) 各ポート単位に通信の可否を設定できること。その設定は

遠隔で可能なこと。

4.1.4表 センタースイッチングHUBのLANインタフェースの選定

条　件	一次側ポート （ルータ側）	二次側ポート （住戸側）
ﾌﾛｱｽｲｯﾁﾝｸﾞHUBなし	100Mbps又は1000Mbps	100Mbps
ﾌﾛｱｽｲｯﾁﾝｸﾞHUBあり	100Mbps又は1000Mbps	100Mbps又は1000Mbps

(2) フロアスイッチングHUB
- (ｲ) センタースイッチングHUBの二次側以降から住戸内のHUB設置スペースまでの線長が90mを超える場合に設置する。
- (ﾛ) 専用箱内（鍵付き）に収納する。
- (ﾊ) VLAN機能を有する。
- (ﾆ) LANインタフェースの選定は、**4.1.5表**による。
- (ﾎ) SNMP機能（ネットワーク監視機能）を有する。

4.1.5表 フロアスイッチングHUBのLANインタフェースの選定

一次側ポート	二次側ポート
（センタースイッチングHUB側） 100Mbps又は1000Mbps	（住戸側） 100Mbps

4．その他
- (1) UTPケーブルに使用するプラグは、JIS C 5150「構内情報配線システム」のカテゴリ５を満足する８極８心モジュラプラグとする。
- (2) LAN用コンセントは、JIS C 5150「構内情報配線システム」のカテゴリ５を満足する８極８心モジュラジャックとする。
- (3) センター装置を収納するラックは、4.1.12「防犯カメラ設備」の４（２）によるほか、次による。
  - (ｲ) 前面扉はかぎ付とする。
  - (ﾛ) 側面パネルは容易に開放できない構造とする。
- (4) UPSは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 第４編 電力貯蔵設備工事 第２章 機材 第２節 交流無停電電源装置（UPS）による。

4.1.8 宅配ボックス

住宅用宅配ボックスは、住棟内の共用エントランスに設置し、宅配便の受渡しを無人で行うことができる、ユニット化された電気制御式のものとし､その仕様は公共住宅建設工事共通仕様書の別冊｢機材の品質・性能基準」及び特記による。

第２節　施　　工

4.2.1 電話設備

住宅における電話設備の施工は、次による。

１．引込み用配管

(1) 地下管路及び引込み用配管は、なるべくS形カーブを避け、曲げ半径は、管径75mm以上にあっては１m 以上、管径50mm以下にあっては、0.5m以上を標準とし、なるべく大きな曲げ半径とする。

(2) 地下引込み管路が２本以上となる場合の管相互の平行間隔は、管軸の中心から中心までを150mm以上とする。

(3) 地中引込み管の地中から建物への立ち上がり部分には、90°曲げ管を使用し、その接続は継手により確実に行う。

(4) 架空引込みの場合の引込み口配管は、地上3.5～5.2mの位置とし、雨水が浸入しないように約0.1m以上突き出させ、下向きに曲げる。

また、引込み口には引止め用のフックボルト（φ13mm）を地上5.3m以上の高さに設ける。

(5) ケーブル引止め用フックボルトと引込み用配管の間隔が１m を超える場合は、ほぼ中間にケーブル振れ止め用フックボルト（φ9mm引止め用と同じ形）を設ける。

(6) フックボルトと引込み管口とは、水平距離で管口の中心からフックボルトの中心まで0.2m離して設ける。

２．屋内配管・配線

(1) 通信用分岐付ケーブルは､原則として吊金具を用いてふ設し、ケーブルは吊下げ後、速やかに所定の位置に、24時間以内に固定する。

(2) 電話端子盤(板)の端子には番号を記載し、それに相当する線番表(線番、住戸表示、回線表示)を添付する。

３．取付け

(1) 室内にアウトレットボックスを設ける場合は、プレートを取り付ける。プレートの材質は、合成樹脂製とし、用途表示を行う。

(2) 主端子箱（盤）、中間端子箱（盤）及び室内端子箱（盤）は、床面から上端が、原則として２m 以下、下端が0.2m以上となるように取り付ける。

(3) 端子箱（盤）への通信線用配管は、中央部を避けて箱の四隅に取り付ける。

4.2.2 インターホン

住宅等用インターホン設備の施工は、**4.2.1 電話設備** によるほか、次による。

１．電源接続は、機器への直接接続とする。

4.2.3 住宅情報盤

1．インターホン部の施工は、**4.2.2 インターホン** による。
2．電話部の施工は、**4.2.1 電話設備** による。
3．自動火災報知器部の施工は、**5.2.1 自動火災報知設備** 、**5.2.2 共同住宅用自動火災報知設備** 、**5.2.3 住戸用自動火災報知設備** による。
4．ガス漏れ検知器部の施工は、**5.2.6 ガス漏れ警報設備** による。

4.2.4 インターホンオートドアロック

住宅におけるインターホンオートドアロック設備の施工は、次による。
1．配管・配線は、**4.2.1 電話設備** によるものとする。
2．施工完了後、監督員立会いのもとに、関連施工業者とともに一連の基本動作の確認を行う。
3．集合玄関インターホンには、操作説明板（製造者標準品）を取り付ける。
4．ドアを開閉するためのセンサは、原則として次の場所には設置しない。
(1) 雨、雪、水のかかる場所や、湿気、煙等の多い場所
(2) エアカーテン、エアコンの気流に当たる場所又は換気口の近く。
(3) 強い直射日光の当たる場所

4.2.5 拡声用機器

住宅等における拡声設備の設置は、次による。
1．壁掛け形スピーカの取付け高さは、原則として 2.3 m 以上とする。
2．同一室内に、同一系統のスピーカを2 個以上取付ける場合は、次による。
(1) 同一方向に取付ける場合は、スピーカ相互の極性を同一に接続する。
(2) 向き合って取付ける場合は、スピーカ相互の極性を反対に接続する。

4.2.6 防犯カメラ設備

住宅等における防犯カメラ設備の設置は、次による。
1．機器を収容するラックは、耐震を考慮して取付ける。
2．カメラの取付けは、次による。
(1) 照明や太陽の直接光がレンズに入らないよう、位置と角度に留意して取付ける。
(2) 空調設備の給排気が直接当たらない場所に取付ける。
(3) カメラは、振動のないように取付ける。
(4) カメラの取付けは､その荷重及び取付場所に応じた方法とし、荷重の大きいもの及び取付方法が特殊なものは、あらかじめ取付詳細図を監督職員に提出する。

３．風雨等により障害が発生しないように確実に取付ける。
４．施工完了後、監督員立会のもとに、画質等の確認を行う。

4.2.7 緊急通報設備

住宅用緊急通報設備の設置場所及び施工区分は、特記による。

4.2.8 ＬＡＮ設備

住宅等におけるＬＡＮ用設備の施工は、次による。
１．センター装置を収納するラックは耐震を考慮して取り付ける。
２．壁面に取り付ける機器収容箱は換気用開口部が塞がれないよう堅固に取り付ける。
３．ラック等に収める機器は、金具等を用いて適切に取り付ける。
４．総合調整は、住棟内のLANシステムにおいて、最良なデータが得られるよう調整する。詳細は特記による。

4.2.9 光配線設備

住宅等における光配線設備の施工は、次による。
１．機器間の接続に使用する光ファイバ素線はJIS C 6835のSMA･Uとし、光ファイバを曲げ半径15mm以下で使用しないこと。
２．自営PT盤と各住戸内の光アウトレットとの間は、必要に応じて接続点（融着接続またはコネクタ接続）を設けることができる。自営PT盤の設備分界点及び光アウトレットの利用者側はSC型コネクタで終端する。光アウトレットまたはボックス内で、ケーブル余長を持たせること。
３．試験は自営PT盤から光アウトレットまでの光挿入損失を測定するほか、特記による。

4.2.10 宅配ボックス設備

住宅等における宅配ボックスは、次による。
１．据付けは、製造者の標準によるほか、特記による。
２．地震時の水平移動、転倒等の事故を防止できるよう耐震処置を行う。

第５章　住宅用防災設備工事

第１節　機　　材

5.1.1
一般事項

住宅における防災設備機器は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　第６編 通信・情報設備工事 の該当規定によるほか、次による。

5.1.2
自動火災報知設備機器

１．感知器
(1) スポット型感知器は、特記がなければ露出型とする。
(2) 押入れ、物入れ等損傷のおそれのある場所に設けるものは、保護カバーを取り付ける。

２．発信機
(1) 発信機は、表面に「火災報知機」の文字を記入する。
(2) 押しボタンは、押した状態を保持するものとし、押しボタン保護板は、特殊な工具を用いることなく取替え又は再使用が可能なものとする。
(3) P型1 級受信機に接続する発信機には、電話ジャック及び応答装置を設けてあること。

３．受信機
(1) 外箱は､鋼板製又は自己消火性のある合成樹脂により構成し、耐久性を有するものとする。また、内部の機器が容易に点検できるものとする。
(2) １級受信機は、電話用ジャック付きとし、携帯用送受話器２個を付属させる。なお、受信機内蔵の場合は、携帯用送受話器１個とする。
(3) 受信機の付近には、取扱い概要書及び警戒区域図をケース等に収容し取り付ける。
(4) 防火戸（排煙）自動閉鎖装置が併設されている場合は、複合盤を使用してもよい。
(5) 40回線以下は壁掛形､41回線以上は自立据置形を標準とする。
(6) 受信機はいたずら防止用カバー等を設ける。

４．中継器
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）による。

５．副受信機（表示機）
(1) 副受信機は、壁掛け型とし、地区灯、音響停止スイッチ、スイッチ注意灯、音響装置及び送受話用ジャック（１級受信機と併設のもの)、その他必要な機器を設ける。
(2) 外箱は、受信機に準じて製作する。

６．音響装置
(1) 警報ベルは直径100㎜以上とし、打鈴棒を内部に収納した方

式とする。
(2) ベル、ブザー等が埋込形の場合は、板厚1.2mm以上の鋼板製外箱に収容する。

7．表示灯
(1) 表示灯の形状は丸形とし、グローブは赤色のガラス又は自己消火性樹脂であること。
(2) 24V用消火栓表示灯等には、電球又は発光ダイオードを用いる。電球の口金は JIS C7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性第１部口金」に規定するE12のものとする。
　また、発光ダイオードの発光部分は特殊な工具を用いずに交換できるものとする。
　なお、表示灯のグローブ、枠等に合成樹脂製のものを使用する場合は、自己消火性の材質のものとする。

8．機器収容箱
(1) 外箱は、1.2mm以上の鋼板製とする。なお、消火栓箱等と並置する場合（消火栓箱と一体とする場合を含む）は、十分打合わせを行ったうえ、製作する。
(2) 配線整理用の端子を設置する。

9．通信用ＳＰＤを設置する場合は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 第６編 通信・情報設備工事 第１章 機材 第４節 端子盤・機器収納ラック等 1.4.5 通信用ＳＰＤによる。

5.1.3 共同住宅用自動火災報知設備機器

1．感知器
(1) 感知器は、**5.1.2 自動火災報知設備機器 の１** による。
(2) 住宅内に設置する感知器は自動試験機能等対応型感知器とする。
　ただし、住戸以外の部分に設ける感知器は、自動試験機能等対応型感知器としないことができる。

2．共同住宅用受信機
(1) 住戸、共用室及び管理人室の受信機は、Ｐ型３級又はGP型３級とし、消防法に適合した旨の表示があるものとする。
(2) 音声警報装置はスピーカとし、警報音（シグナル及びメッセージ）を発する機能を持つものとする。
(3) 住戸用の感知器が作動し、火災断定した場合は、住棟受信機へ移報及び戸外表示器の火災表示灯・音声警報装置を動作する機能を持つものとする。

3．戸外表示器
(1) 火災表示灯(赤色)を有し、概ね 3 m 離れた位置において点滅が明確に識別できるものとする。
(2) 音声警報装置はスピーカとし、共同住宅用受信機と連動して火災発生の警報を発するものとする。

４．中継器
(1) 自動試験機能付又は遠隔試験機能付とする。
５．音声警報アンプ
(1) 火災の発生した旨の警報音（シグナル及びメッセージ）を発する装置とする。
(2) 住棟受信機と連動して警報するものとし、住棟受信機等にその機能を備えるものでもよい。
６．音響警報装置
音響警報装置は、スピーカとする。
７．補助音響警報装置
補助音響警報装置は、スピーカとする。
８．住棟受信機
受信機は、**5.1.2 自動火災報知設備機器 の３** による。
９．共同住宅用受信機の非常電源装置
共同住宅用受信機の非常電源装置は、常用電源が停止状態となった場合、住戸用に設置された感知器、音声警報及び戸外表示器の機能に支障がない容量のものとする。

5.1.4 住戸用自動火災報知設備機器

住戸用自動火災報知設備は、次の１、２、３、４の機器から構成するものとし、必要に応じ５、６の機器を組合わせる。
１．感知器
感知器は、**5.1.3 共同住宅用自動火災報知設備機器 の１** による。
２．住戸用受信機
受信機は、**5.1.3 共同住宅用自動火災報知設備機器 の２**(1) による。
３．戸外表示器
戸外表示器は、**5.1.3 共同住宅用自動火災報知設備機器 の３** による。
４．中継器
中継器は、**5.1.3 共同住宅用自動火災報知設備機器 の４** による。
５．補助音響装置
補助音響装置は、スピーカ又は音響警報装置とする。
６．受信機
住棟受信機は、非開放の共用部分等の監視及び警報機能を持つものとする。

5.1.5 共同住宅用非常警報設備機器

共同住宅用非常警報設備における起動装置、表示灯、音響装置、操作部、複合装置は、消防法に適合する旨の表示があるものとする。

5.1.6
防火、排煙設備自動閉鎖装置等機器

1．感知器
(1) 感知器は、**5.1.2 自動火災報知設備機器 の１** による。
(2) 感知器は蓄積型煙感知器とする。ただし、蓄積式受信機に接続する場合はこの限りでない。
2．自動閉鎖装置
(1) 建築基準法に適合したものとする。
(2) 通電作動型とし、火災信号が継続している間は、一度作動した防火戸等が外力により押戻されても復旧操作をしない限り再ロックしないものとする。
3．連動制御器
(1) 建築基準法に適合したものとする。外箱は**5.1.2 自動火災報知設備機器 の３** に準ずる。
(2) 感知器による防火戸閉鎖以外では、音響装置を鳴動させない装置とする。

第２節　施　　工

5.2.1
自動火災報知設備

住宅における自動火災報知設備の施工については、次による。
1．発信機、表示灯
(1) 発信機の高さは、床面から0.8m以上、1.5m以下に設ける。
(2) 表示灯は発信機の直近に設ける。
2．スポット型感知器
(1) 水蒸気が多量に滞留する場所又は結露が発生する場所に設ける感知器は、防水型とする。
(2) 腐食性ガスが発生するおそれのある場所に設ける定温式感知器は、耐酸型又は耐アルカリ型とする。
(3) 取付け位置は、非火災報の生じない位置を決定する。
(4) 煙感知器の取付けは、次による。
(ｲ) 天井付近に吸気口がある場合は、吸気口付近に設ける。
(ﾛ) 壁又は梁から0.6m以上離れた位置に設ける。
(ﾊ) エレベーターの昇降路、パイプシャフト等は、煙の滞留しやすい最頂部に設ける。
3．受信機、副受信機
(1) 自立形機器の据付は、据付けは次による。
(ｲ) 地震時の水平移動、転倒等の事故を防止できるよう耐震処置を行う。
(ﾛ) 盤類は、固定された鋼製ベースの上に盤を据付けボルトで固定する。
(2) 壁取付けの機器は、取付面との間に隙間のできないように、体裁よく取付ける。

なお、壁掛型受信機の取付高さは、操作部が床上0.8m以上、かつ1.5m以下とする。

(3) 取扱い概要及び警戒区域一覧図（つづり込み用は１部、掲示用は受信機及び副受信機数の部数）を附属させる。

４．音響装置の音色はすべて同一とし、火災報知用以外に使用されるベルとは音色の異なるものを使用する。取付け高さは、床面から２ｍ以上、2.2m以下の箇所とする（ただし、機器収容箱に設ける場合は、この限りでない）。

５．火災報知設備の交流電源には、分電盤等に専用の分岐回路を設ける。

また、その専用分岐回路電源スイッチの表示は、赤色で「自動火災報知設備用」とする。

5.2.2 共同住宅用自動火災報知設備

機器の取付け等については、**5.2.1 自動火災報知設備** によるほか、次による。

１．共同住宅用受信機の取付け位置は、当該住戸内の全域に警報音が有効に報知できる場所とする。

２．共同住宅用受信機の電源は、住戸ごとに、住宅用分電盤内専用分岐開閉器による専用電源とする。

ただし、共同住宅用受信機が10分以上作動することができる容量の予備電源を有する場合、又は、住棟受信機から直接電源を供給する場合は、この限りではない。

３．共同住宅用受信機の非常電源は、住棟内の非常電源装置により供給を受けるものとし、この場合の配線は、耐火電線、耐熱電線（不燃区画内）にて施工を行う。

４．戸外表示器の設置位置は、住戸の主たる出入り口の外部で、火災表示灯が共用部から容易に識別できる場所とするとともにインターホン機能を有するものは、訪問報知機能上適切な場所とする。

また、防水措置がなされているものを除き、雨水のかかるおそれのない場所とする。

５．中継器の設置位置は各住戸の付近で、試験・点検に支障のない場所とする。

６．住棟受信機の取付けは、**5.2.1 自動火災報知設備 の３** によるほか、操作に支障がなく、居住者、消防隊が確認しやすい場所とする。

ただし、常時管理者がいる場合は、その場所とする。

5.2.3 住戸用自動火災報知設備

機器の取付けについては、**5.2.1 自動火災報知設備** によるほか、次による。

１．住戸用受信機の取付け位置は、当該住戸内の全域に火災である旨を有効に報知できる 場所とする。

２．住戸用受信機の電源は、各住戸に住宅用分電盤内専用分岐開閉

器による専用電源とする。
3．戸外の表示器の設置
(1) 各住戸の主たる出入口の外部で、火災表示灯が共用部分から容易に識別できる場所とする。
(2) 点検に便利な場所とする。
(3) 防水措置がなされているものを除き、雨水のかかるおそれのない場所とする。
(4) 訪問報知機能上適切な場所とする。
4．中継器
各住戸の付近で、試験・点検に支障のない場所とする。
5．音響装置の音圧は、取り付けられた音響装置の中心から１ｍ離れた位置で70dB以上とする。

5.2.4 非常警報設備

住宅における非常警報設備の施工については、次による。
1．操作部
(1) 取付け高さは、床面から0.8m以上、1.5m以下とする。
(2) パイプシャフト内に設置する場合は、パイプシャフト表扉前面に非常警報操作装置の名称のプレートを掲げる。
2．起動装置
起動装置取付け場所は、共用部分とし、その取付け高さは、床面から0.8m以上、1.5m以下とする。
3．音響装置
音響装置の取付け場所は、共用部分の壁又は柱等とし、その取付け高さは、床面から2.0m以上、
2.2m以下とする。
4．表示灯
取付け高さは、起動装置の上部とし、床面から1.8m以上、2.2m以下とする。
5． 複合装置
起動装置、表示灯、音響装置が一体となった一体形の取付け場所は、共用部分とし、その取付け高さは、起動装置の位置が床面から0.8m以上、1.5m以下とする。
6．電源
電源は、**5.2.1 自動火災報知設備 の５** を準用する。

5.2.5 防火戸自動閉鎖設備

住宅における防火戸自動閉鎖設備の施工については、次による。
1．感知器
感知器の取付けは、防火上有効な位置で、非火災（風、塵あい、微粉、水蒸気等）の影響を受けにくいところに設ける。
2．自動閉鎖装置
(1) 自動閉鎖装置の取付けは、扉保持フックと密着するように取り付ける。

(2) 扉保持フックを取り付ける部分については、あらかじめ鉄板等で補強したものとする。
(3) 扉保持フックの取付位置は、防火戸の保持に有効な位置とする。

3．連動制御器

連動制御器の取付けは、**5.2.1 自動火災報知設備 の３** によるほか、設備概要図及び配線系統図等を附属させる。

4．電源

電源は、**5.2.1 自動火災報知設備 の５** を準用する。

5．試験

防火戸自動閉鎖設備は、機器接続後、煙感知器動作試験、自動閉鎖装置動作確認試験、連動制御器動作確認試験を行う。

5.2.6 ガス漏れ警報設備

住宅におけるガス漏れ警報設備の取付けは、次による。

1．集中監視形受信機の取付けは、**5.2.1 自動火災報知設備 の３** によるほか、特記による。

2．集中監視形受信機の付近に、ガス漏れ警報器設備取扱い説明書及び警戒区域一覧図を、 ケース等に収容し取り付ける。

第６章　電気設備工事標準図

第１節　一　般　事　項

6.1.1
一 般 事 項

電気設備工事標準図は、**第２節 標準図**によるほか、国土交通大臣官房官庁営繕部設備課監修「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）平成２５年版」による。

第２節　標　　準　　図

電力 142	自家用電気工作物各種説明板(1)

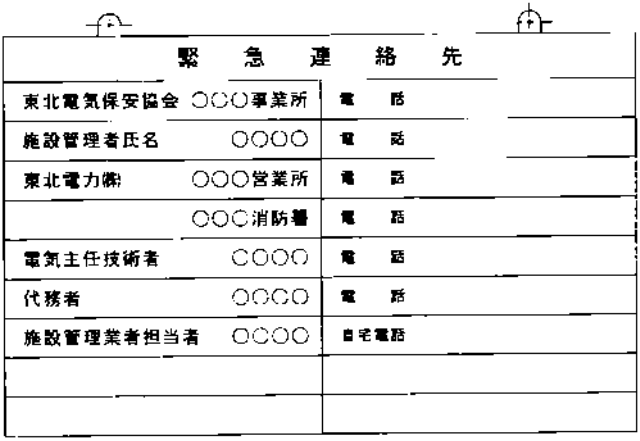

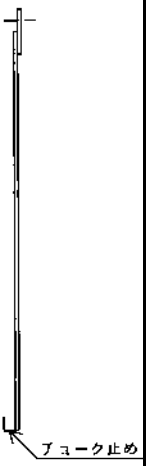

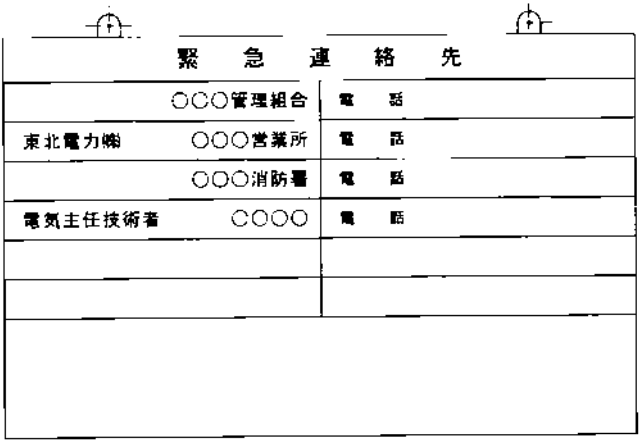

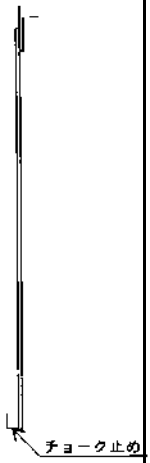

〔備考〕連絡先掲示板仕様

1. 材質：乳白アクリル板 3.5t以上
2. 文字：黒色エッチング
3. 表示内容及び取付場所は、監督員の指示による。

電力 143	自家用電気工作物各種説明板(2)

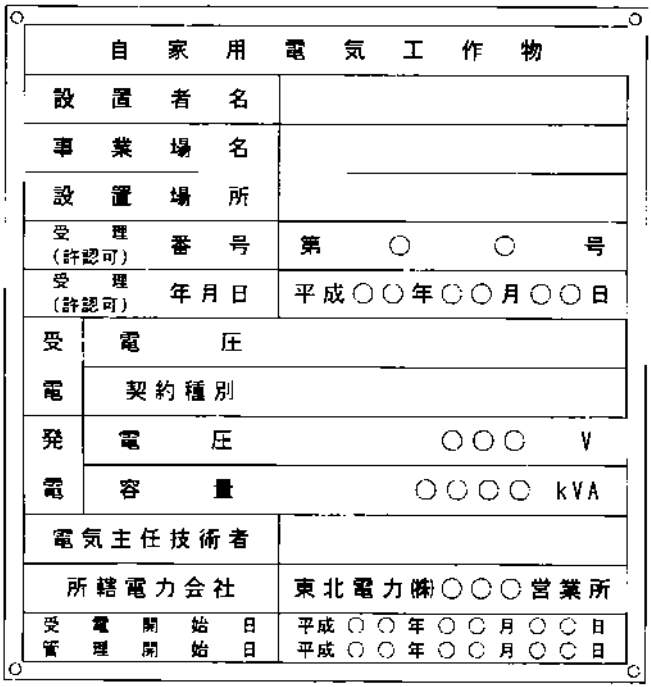

〔備考〕自家用電気工作物表示板仕様

1. 材質：乳白アクリル板 3.5t以上
2. 文字：黒色エッチング
3. 表示内容及び取付場所は、監督員の指示による。

通信56	VHF･UHFアンテナとBSアンテナ共同設置用ﾏｽﾄ

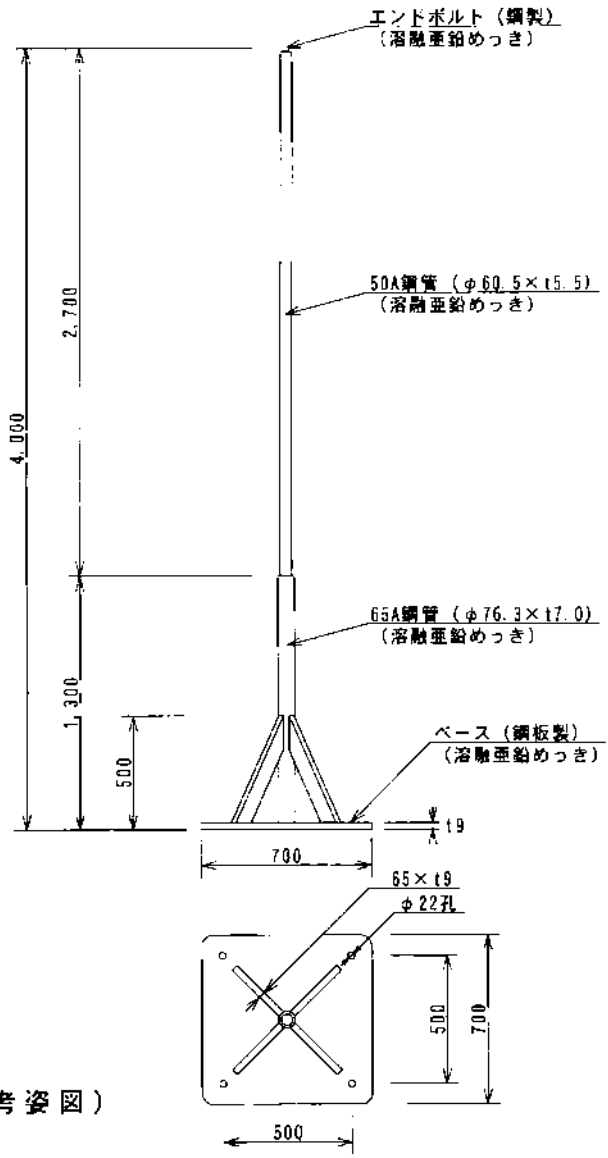

（参考姿図）

余白